

「BIZTREK給与」を
ご使用のお客様へ

株式会社マーベルコンピュータ
〒673-0041 兵庫県明石市西明石南町1-10-13
TEL.078-923-5536, FAX.078-922-6627
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前3-1-27-901
TEL.03-5786-3347, FAX.03-5786-3348

令和4年3月分(4月納付分)～ 健康保険料率・介護保険料率について

令和4年度の協会けんぽ（全国健康保険協会管掌健康保険）の健康保険料率・介護保険料率は、本年4年3月分(4月納付分)より適用となります。

これに伴い、「BIZTREK給与」におきまして、下記作業が必要になりますので、お知らせ致します。

- (1) 「健保/厚生年金料額表」(その他メニュー)の「料率の変更」ならびに「社員への適用」
- (2) 「賞与基本情報」(賞与メニュー)の「賞与健康保険料率の変更」

次ページの手順にそって操作をお願いいたします。

この説明書では、協会けんぽ（全国健康保険協会管掌健康保険）兵庫支部の料率に基づいて説明しておりますが、**料率は各都道府県によって異なりますので、各支部から通知された料率を設定してください。**

◆ 兵庫県の料率の例

令和4年2月分(3月納付分)まで 10.24%	▶	令和4年3月分(4月納付分) 10.13%	「健康保険料率」が「10.13%」の場合は、「一般」の欄に「101.30」と入力します。
令和4年2月分(3月納付分)まで 1.80%	▶	令和4年3月分(4月納付分) 1.64%	「健康保険料率」と「介護保険料率」の合計(千分率)を「介護保険該当者」の欄に入力します。(例)「健康保険料率」が「10.13%」、「介護保険料率」が「1.64%」の場合、合計「11.77%」になるので、「介護保険該当者」欄には「117.70」と入力します。

健康保険 保険料率	※料率は都道府県支部により異なります。 一般 101.30 /1000
介護保険該当者	117.70 /1000

なお、組合管掌の健康保険に加入されている場合は、本人負担の2倍の率を設定して運用してください。

ご不明な点がございましたら、03-5786-3347 または 078-923-5536 までお問い合わせ下さい。よろしくお願い致します。

【作業時期と手順】

{1} 「その他」メニューの「健保/厚生年金料額表」の再計算と、社員への適用

◆時期 3月の給与計算の後、**4月の給与計算の前**

通常、3月分の保険料は4月支給分給与から控除しますので、給与計算上で実際にこれらの改定を行う時期は、4月になります。3月の給与計算後、**4月の給与計算の前に**、料額表の再計算と社員への適用処理を行って下さい。(例外的に、3月分の保険料を3月支給分給与から控除している場合は、2月の給与計算後、3月の給与計算の前に行ってください。)

↓旧料額表

↓新料額表

1 給与データのバックアップコピー (複製)

作業中のトラブルに備え、作業前に給与データのバックアップコピーをとってください。

2 新料率の入力、再計算

1) 「その他」メニューから、「健保/厚生年金料額表」を選択します。

2) 健保/厚生年金料額表が画面に表示されます。画面上部の健康保険の「一般」(上段)と「介護保険該当者」(下段)の料率をそれぞれ変更します。(「**介護保険該当者**」の欄には、**健康保険料率+介護保険料率の合計(千分率)**を入力します。)※料率は各都道府県によって異なります。左図は、兵庫支部の例です。

料額表の端数について：この表の保険料は、被保険者負担分です。被保険者負担分に円未満の端数がある場合は、「事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。」(協会けんぽ)となっています。

3) 「**保険料再計算**」ボタンをクリックしますと、新しい料率に基づいた保険料額表に書き変わります。「**賞与の保険料にも給与と同じ率を設定しますか**」のメッセージが表示されましたら「はい」をクリックします。

3 社員への適用

4) 画面上部の「**料額適用**」ボタンをクリックします。

5) 選択画面で、上の方のラジオボタン(社員情報に登録されている等級を元に、料額表の標準報酬月額、保険料を適用する)をクリックして、「**適用**」ボタンをクリックします。処理が済みしましたら、「終了」します。

この処理により、社員情報に登録されている健康保険・介護保険の保険料が、新料額表の料額に自動的に書き変わります。社員情報を開いて、ご確認ください。

念のため、健康保険の「4」等級の右隣が、厚生年金の「1」等級になっていることをご確認ください。

{2} 「賞与基本情報」から、給与体系別に、保険料率の変更 (確認)

◆時期 即日～遅くとも、3月以降、最初の賞与入力の前迄

●{1}の操作で、賞与の保険料率も同時に新料率に書き変わっているはずですが、念のため下記の操作を行って確認してください。

※「1」「2」「3」の順に登録してください。

1.共通項目登録

2.給与体系別項目登録

3.項目総合計の名称登録

給与体系一貫	名称	件数	作成
001	総務部		
002	営業部		
003	パート		
004	業務		

1) 「賞与」メニューから、「賞与基本情報」を選択します。

2) 次に、「2.給与体系別項目登録」を選び、登録へ ボタンをクリックします。
※スタンダード版では、「2.賞与ユーザー設定項目登録」を選び、4)へ進みます。

3) 給与体系一覧から給与体系を一件ずつダブルクリックします。

料率は都道府県毎に違います。下図は兵庫県の場合の設定例です。

賞与健康保険料率	
一般	101.30 /1000
介護保険該当者	117.70 /1000
賞与厚生年金保険料率	
	183.00 /1000
賞与厚生年金基金保険料率	
	0.00 /1000

4) 健康保険料率の、「一般」と「介護保険該当者」欄の率を、それぞれ確認し、もし違っていたら手入力で訂正します。

5) 登録ボタン をクリックします。

※スタンダード版では、2)の画面に戻るなので、そのまま終了します。

6) 一覧画面に戻るので、他の給与体系も全部同じように確認します。 全部確認し終えたら、終了します。